

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

- ① 株式会社福産建設 福島県石川郡石川町大字双里字桜町20番地
- ② 株式会社佐藤渡辺 東京都港区南麻布1-18-4

2 指名停止期間

- ① 令和7年2月6日 至 令和7年6月5日 (4ヵ月)
- ② 令和7年2月6日 至 令和7年5月5日 (3ヵ月)

3 指名停止の理由

福島県石川町が発注した複数の公共工事をめぐり、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社福産建設の専務取締役及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第8号イ及び別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (次号及び第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、 <u>代表役員</u> 等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：地域業務対策官（経理課）